

警報発令時の学校体育施設使用について

大雨警報（浸水害）・大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報、暴風

警報、大雨特別警報、暴風特別警報の発令時、小・中学校は休校になり、各校の体育館等は避難所になる場合もあることから、体育館（講堂）、グラウンドのご使用について下記のとおりとしております。

つきましては、警報の発令には十分にご留意いただきますようお願いいたします。

（１）体育館

【９時～１７時に使用予定の場合】

- ① ８時時点で警報が発令されている場合、使用中止とします。
なお、８時以降に警報が解除されたとしても、その日は使用中止とします。
- ② ８時以降に警報が発令された場合、発令時点で使用中止とします。
以降解除されたとしても、その日は使用中止とします。

【１７時以降に使用予定の場合】

- ① １７時時点で警報が発令されている場合、使用中止とします。
なお、１７時以降に警報が解除されたとしても、その日は使用中止とします。
- ② １７時以降に警報が発令された場合、発令時点で使用中止とします。
以降解除されたとしても、その日は使用中止とします。

大雨警報には３種類あり、そのうちの「大雨警報（土砂災害）」発令時は、上述の対応にはならず、使用いただけます。

ただし、「大雨警報（土砂災害）」であっても、避難所開設がありえ、また、危険であることに変わりはありません。参加者の安全を十分に考慮したうえで、使用を検討してください。

なお、テレビのニュースやテレビのテロップでは、これらの種別が明示されないことが多いですが、気象庁のホームページ、豊中市ホームページ、NHK データ放送などでは確認できます。

（２）グラウンド（全使用時間について）

グラウンドについては、警報発令の有無にかかわらず、グラウンドの状態が悪ければ使用不可ですが、下の通りとします。

- ① ８時時点で警報が発令されている場合、使用中止とします。
なお、８時以降に警報が解除されたとしても、その日は使用中止とします。
- ② ８時以降に警報が発令された場合、発令時点で使用中止とします。
以降解除されたとしても、その日は使用中止とします。

なお、警報とは別に、避難所が開設される場合もございます。その場合は、来校されましても使用できませんので、ご了承ください。

以上、開放運営委員長様及び事務担当者様におかれましては使用登録団体の代表者様及び遊び場開故事業関係者様に、講堂設備使用団体の代表者様及び夜間開故事業使用団体の代表者様におかれましては団体メンバーの皆様方に、必ずご連絡いただきますようお願いいたします。

以前、連絡がうまくいかず、中止相当であるにもかかわらず活動のために来校した団体がおられました。このようなことのなきよう、よろしくご対応願います。